```
三十九
              三十八
                                     三
十
十
二
一
                  三十十七六
                         三 三 十 十 五 四
                                 三十三
                                                                                                                    十十九八七六五四三
四 四 四
                                                                                             十七
                                                                                                        十四四
                                                                                                            十三
                                                                                                                +
=
                                                                                                                                                                 定する。
                                                                                                                                                                            昭和四十年政令第四十三号
                                                                                                     十
五
                                                               一
一
五 四
                                                    十八
                                                                              <del>+</del>
                                                       一
十
七
六
                                                                      十三
                                                                           一
十
二
十
二
   +
       干
                                            一十 多摩川水系 (東京都・埼玉県)
                                                                                                                                                                     内閣は、
                                                                                                                                  石狩川水系
                                                                                                                                              常呂川水系
                                                                                                                                                         天塩川
                                                                                                                       鵡川水系
                                                                                                                           後志利別川水系
                                                                                                                               尻別川水系
                                                                                                                                                     渚滑川水系
                                                                                                                                                             河川法第四条第
                                                                                                                                          網走川水系
                                                                                     神通川水系
                                                                                 阿武隈川水系
                                                                                                                                                                        河川法第四条第一項の水系を指定する政令
                                     相模川水系鶴見川水系
                                                   利根川水系 外慈川水系
              黒部川水系
関川水系
系
系
          常願寺川水系
                                                                      子吉川水系 雄物川水系
                            阿賀野川水系(新潟県・山形県)
                                                               赤川水系
                                                                   最上川水系
                                                                              米代川水系
                                                                                                                                                                     河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第四条第一項の規定に基づき、この政令を制
                                                                                                                                                             一項の水系は、
                                                                                                                                                             次の各号に掲げるものとする。
                                                                                                                                                             四四四四四十十十十十七六五四三
                                                                                                 六十三
                                                                                                                                  五十四
                                                                                                                                      五十三
                                                                                                                                                     四四十九八
   八十八
       八十七
          八十六
              八十五
                  八十四
                     八十三
                          八十二
                             八
十
十
一
                                     七十九九
                                             七十七
                                                七十六
                                                    七十五
                                                       七十四
                                                           七十三
                                                               七十二
                                                                   七十一
                                                                          六十九
                                                                              六十八
                                                                                  六十七
                                                                                      六十六
                                                                                         六十五
                                                                                             六十四
                                                                                                     六十二
                                                                                                        六 六
十 十
一
                                                                                                                五十九
                                                                                                                    五十八
                                                                                                                       五十七
                                                                                                                           五十六
                                                                                                                               五十五
                                                                                                                                          五十二
                                                                                                                                              五十一
                                                                                                                                                  五.十
              一
豊川水系
天竜川水系
                                     太田川水系
芦田川水系
                                               旭 吉津川川水州 水系系系系系系系系系系系系系系系系
                                                                                                                                  木曾川水系
庄内川水系
                                                                                                                                                     菊川水系
                                                                                                                       櫛田川水系 雲鹿川水系
                                                                                                                                                            仁淀川水系
                                                                                                                                                         大井川
          肱川水系
                                                                                                                   宮川水系
                                                                                                                                                         水系
```

百六 百百 五十九十八 九十八 九十七 九十六 九十五 九十四 <u>百</u>五 百四四 九十三 九十二 百三 緑川水系 山国川水系 肝属川水系 白川水系 六角川水系 松浦川水系 本明川水系 菊池川水系 矢部川水系 筑後川水系

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。附 則 (昭和四一年三月二八日政令第五〇号) この政令は、昭和四十三年四月二十日から施行する。 この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。 附則 附 則 (昭和四二年五月二五日政令第七五号) (昭和四三年四月八日政令第六四号)

この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。 この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。 附則 附 則 (昭和四六年三月二〇日政令第二九号) 附 則 (昭和四五年四月二〇日政令第八〇号) (昭和四五年三月二〇日政令第一九号)

この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(昭和四四年三月二〇日政令第三一号)

この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、昭和四十七年五月四日から施行する。 附則 (昭和四七年四月二六日政令第八五号) (昭和四七年九月二六日政令第三三九号)

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

この政令は、昭和五十年四月十二日から施行する。 附 則 (昭和五〇年四月八日政令第一一一号) この政令は、河川法の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。 附 則